

大分県報

平成二十八年
第二七九七号
七月十九日

（火曜日）

目次

告示

- 一 特定非営利活動法人の定款変更認証申請（四件）……………
- 二 大規模小売店舗に係る公示……………
- 三 大規模小売店舗に関する届出事項の変更の届出（二件）……………
- 四 土地改良区の定款変更認可……………
- 五 港湾計画の変更の概要……………
- 六 公 告……………
- 七 開発行為の完了……………
- 八 契約者等の公示……………

○告示

大分県告示第四百七号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があった。

平成二十八年七月十九日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

- 一 変更申請のあった年月日
平成二十八年七月一日
- 二 変更申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 おおいた子ども支援ネット
- 三 代表者の氏名
西 畑 修 司
- 四 主たる事務所の所在地

大分市

五 定款に記載された目的

この法人は、子どもに対して、緊急的な避難場所としての「シェルター」、これから先の人生をしっかり見つめながら自立をめざす「自立援助ホーム」、短期的な支援やケアを行なう「一時保護」、軽度の発達しよがい等をかかえながらの生活を支援する「放課後等デイサービス」等を行い、全ての子どもが、ふれあいのある、実体としての人となりをもちながら、自らの幸福を願い、自らの将来に夢や希望を抱けることに寄与することを目的とする。

六 定款変更の内容

- 役員に関する事項の変更
- 会議に関する事項の変更
- 合併に関する事項の変更

大分県告示第四百八号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があった。

平成二十八年七月十九日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

- 一 変更申請のあった年月日
平成二十八年七月一日
- 二 変更申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 びいあ
- 三 代表者の氏名
太 田 全 士
- 四 主たる事務所の所在地
中津市九百六十三番地の二
- 五 定款に記載された目的
この法人は、主に大分県中津市内の障がい者の社会参加促進をめざし、安心した地域生活を取り戻すための活動の場・相談などのサポートを行い、充実させていくと共に、地域住民等に対して障がい者への理解を啓発することにより、障がい者の福祉を向上、発展させていくことを目的とする。
- 六 定款変更の内容

平成二十八年七月十九日

大分県報（告示）

役員に関する事項の変更
 会議に関する事項の変更
 資産に関する事項の変更
 会計に関する事項の変更
 定款の変更に関する事項の変更

大分県告示第四百九号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があった。

平成二十八年七月十九日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 変更申請のあった年月日

平成二十八年七月五日

二 変更申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 大分県介護支援専門員協会

三 代表者の氏名

工 藤 修 一

四 主たる事務所の所在地

大分市

五 定款に記載された目的

本会は、県民に対して、介護に関する情報を提供するとともに、介護支援専門員の倫理を確立し、かつ、専門的技術の研さんを通じて、その資質の向上に努め、あわせて、要介護者及びその家族の生活と権利の擁護、介護保険制度の適正な運営に寄与することを目的とする。

六 定款変更の内容

役員に関する事項の変更
 会議に関する事項の変更
 資産に関する事項の変更
 会計に関する事項の変更
 定款の変更に関する事項の変更

大分県告示第四百十号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があった。

平成二十八年七月十九日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 変更申請のあった年月日

平成二十八年七月五日

二 変更申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 I. win

三 代表者の氏名

清 永 洋 美

四 主たる事務所の所在地

別府市若草町九番九号

五 定款に記載された目的

この法人は、障がいを抱える人、医療、福祉の制度の枠からこぼれているニーズに対して、健全育成はもとより、親、支援者とともに学び合い成長していくような取り組みや地域生活が円滑に行われるように、就労など地域の中で生きがいを持ち自立した生活支援に関する事業や高齢者が安全で健やかに暮らせる地域コミュニティづくりを行うことと行政、医療機関等あらゆる機関と連携、協働し、地域福祉の向上に寄与することを目的とする。

六 定款変更の内容

特定非営利活動に係る事業の種類の変更

大分県告示第四百十一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第五条第一項の規定により次のとおり大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第三項の規定により関係書類を縦覧に供する。

平成二十八年七月十九日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 大規模小売店舗の新設に関する届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ドラッグコスモス森町バイパス店

大分市大字森町字外園通五百二十二番 外

2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(一) 大規模小売店舗を設置する者

株式会社コスモス薬品

代表取締役 宇野正晃

福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目十番一号

(二) 大規模小売店舗において小売業を行う者

株式会社コスモス薬品

代表取締役 宇野正晃

福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目十番一号

3 大規模小売店舗の新設をする日

平成二十九年三月二日

4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

千六百九十七平方メートル

5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(一) 駐車場の位置及び収容台数

建物南側及び西側 六十三台

(二) 駐輪場の位置及び収容台数

駐輪場No.一 建物敷地南側 八台

駐輪場No.二 建物南側 十六台

駐輪場No.三 建物敷地東側 七台

駐輪場No.四 建物敷地東側 八台

合計 三十九台

(三) 荷さばき施設の位置及び面積

建物西側 五十平方メートル

(四) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

建物内西側 十一・二八立方メートル

6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(一) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

開店時刻 午前十時

閉店時刻 午後十時

(二) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前九時三十分から午後十時三十分まで

(三) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

二箇所 建物敷地西側

(四) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

二十四時間

二 届出年月日

平成二十八年七月一日

三 関係書類の縦覧

1 縦覧場所

大分県商工労働部商業・サービス業振興課

2 縦覧期間

平成二十八年七月十九日から同年十一月二十一日まで

四 その他

法第八条第二項の規定により意見を述べようとする者は、この告示の日から平成二十八年十一月二十一日までに意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地（以下「氏名等」という。）を記載した意見書を大分県中部振興局に提出しなければならない。

なお、法第八条第三項の規定による意見の縦覧において、氏名等の縦覧を希望しない者は、その旨を申し出ることができる。

大分県告示第四百十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第六条第一項の規定により次のとおり大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により関係書類を縦覧に供する。

平成二十八年七月十九日

大分県知事 広瀬 貞

一 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

スーパードラッグコスモス豊後高田店

2 届出者の氏名又は名称及び住所

豊後高田市大字高田字古浜二千二百五十二番地 一 外

平成二十八年七月十九日

大分県報（告示）

三

芙蓉総合リース株式会社

代表取締役 辻 田 泰 徳

東京都千代田区三崎町三丁目三番二十三号

3 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

変更前 代表取締役 佐 藤 隆

変更後 代表取締役 辻 田 泰 徳

4 変更の年月日

平成二十八年四月一日

二 届出年月日

平成二十八年六月二十二日

三 関係書類の縦覧

1 縦覧期間

平成二十八年七月十九日から同年十一月二十一日まで

2 縦覧場所

大分県商工労働部商業・サービス業振興課及び大分県北部振興局

四 その他

法第八条第二項の規定により意見を述べようとする者は、この告示の日から平成二十八年十一月二十一日までに意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地（以下「氏名等」という。）を記載した意見書を大分県北部振興局に提出しなければならぬ。

なお、法第八条第三項の規定による意見の縦覧において、氏名等の縦覧を希望しない者は、その旨を申し出ることができる。

大分県告示第四百十三号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第六条第一項の規定により次のとおり大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により関係書類を縦覧に供する。

平成二十八年七月十九日

一 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

大分県知事 広 瀬 勝 貞

ゆめマート中津

中津市大字永添六百三

2 届出者の氏名又は名称及び住所

株式会社スーパード

代表取締役 松 島 三 秋

福岡県北九州市八幡西区中須一丁目一番七号

3 変更した事項

大規模小売店舗の名称

変更前 D&D中津店

変更後 ゆめマート中津

4 変更の年月日

平成二十八年六月一日

二 届出年月日

平成二十八年六月十五日

三 関係書類の縦覧

1 縦覧期間

平成二十八年七月十九日から同年十一月二十一日まで

2 縦覧場所

大分県商工労働部商業・サービス業振興課及び大分県北部振興局

四 その他

法第八条第二項の規定により意見を述べようとする者は、この告示の日から平成二十八年十一月二十一日までに意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地（以下「氏名等」という。）を記載した意見書を大分県北部振興局に提出しなければならぬ。

なお、法第八条第三項の規定による意見の縦覧において、氏名等の縦覧を希望しない者は、その旨を申し出ることができる。

大分県告示第四百十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款変更を認可した。

平成二十八年七月十九日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

土地改良区名 三重町土地改良区	所在地 豊後大野市	認可年月日 平二八・七・八
<p>大分県告示第四百十五号</p> <p>港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三条の三第九項の規定により、次のとおり大分港湾計画の変更の概要を告示する。</p> <p>平成二十八年七月十九日</p> <p>大分県知事 広 瀬 勝 貞</p> <p>一 港湾計画の変更の概要</p> <p>大分港湾計画について、定期航路の特殊品等の内易RORO貨物を取り扱うために変更した事項は、次のとおりである。</p> <p>1 公共埠頭計画</p>		
地区名	<p>内 容</p> <p>〔変更計画〕</p> <p>水深 九メートル 岸壁二バース 延長四四〇メートル (RORO船用)</p> <p>埠頭用地 一二ha (荷捌施設用地及び保管施設用地) (うち五ha既設、五ha既定計画)</p> <p>〔既定計画〕</p> <p>水深 九メートル 岸壁二バース 延長四四〇メートル</p> <p>埠頭用地 一〇ha (荷捌施設用地及び保管施設用地) (うち五ha既設)</p>	<p>大在</p> <p>〔既定計画〕</p> <p>(八七) 八七</p> <p>(一〇) 一〇</p> <p>(三〇) 三〇</p> <p>(一) 一二</p> <p>(二二八) 一五〇</p> <p>合計</p> <p>埠頭用地</p> <p>港湾関連用地</p> <p>交通機能用地</p> <p>緑地</p> <p>合計</p>
地区名	<p>2 土地利用計画</p> <p>面積 (ヘクタール)</p> <p>〔変更計画〕</p> <p>(八八) 八八</p> <p>(一〇) 一〇</p> <p>(三〇) 三〇</p> <p>(一) 一二</p> <p>埠頭用地</p> <p>港湾関連用地</p> <p>交通機能用地</p> <p>緑地</p>	<p>〇 公 告</p> <p>都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第二項の規定により、次の開発区域の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。</p> <p>平成二十八年七月十九日</p> <p>大分県知事 広 瀬 勝 貞</p> <p>一 開発区域に含まれる地域の名称</p> <p>日田市大字夜明字道ノ内千四百六十五番ほか七筆及び字道ノ外千四百九十七番一ほか二筆</p> <p>二 開発区域の面積</p> <p>一七、九〇九・二九平方メートル</p> <p>三 許可を受けた者の住所及び名称・氏名</p> <p>竹田市大字門田二百四十一番地</p> <p>九州ジーシー株式会社</p> <p>代表取締役 水 本 勝 清</p> <p>四 完了検査年月日</p>

平成二十八年七月十九日

大分県報（告示・公告）

平成二十八年七月五日

平成二十八年七月十九日

大分県報（公告）

六

次のとおり契約者等について公示する。

平成二十八年七月十九日

大分県知事 広瀬 貞

一 随意契約に係る役務の名称及び数量

電子入札等システムサービス提供業務委託 一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

大分県土木建築部建設政策課

大分市大手町三丁目一番一号

三 随意契約の相手方を決定した日

平成二十八年六月三十日

四 随意契約の相手方の氏名及び住所

東芝ソリューション株式会社 九州支社 支社長 鶴瀬 一也

福岡県福岡市中央区長浜二丁目四番一号

五 随意契約に係る契約金額

九千三百三十七万六千八百円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

六 契約の相手方を決定した手続

随意契約

七 随意契約の理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三

百七十二号）第十一条第一項第二号に該当